

令和4年執行参議院比例代表選出議員選挙

## 参議院名簿届出政党等のしおり

中央選挙管理会

## はじめに

この「参議院名簿届出政党等のしおり」は、参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体の方が名簿による立候補の届出をどのような手続きで行うのか、選挙に関する物資や証明書をどのように受け取るのか、受け取った物資をどのように使用すればよいのか、などについて説明したものです。

参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿登載者個人が各種の選挙運動等を行うことができます（平成30年の公職選挙法の改正により導入された優先的に当選人となるべき候補者（特定枠名簿登載者）は、名簿登載者個人としての選挙運動を行うことはできません。）。

これにより、公示日において名簿登載者個人が各種の届出や個人用物資の受領を行っていただく必要がありますが、これらの手続きについては「参議院名簿登載者のしおり」に記載しています。

このしおりは、各種届出等の際に必要な手続きの参考になりますので、届出及び事前審査の際にはご持参ください。

また、立候補届出の会場等において、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行っていますので、政党その他の政治団体の方におかれても、マスクの着用などご自身の感染防止対策をした上で、必要最小限の人数で立候補届出等にお越しくください。

このしおりに関するお問い合わせは、総務省自治行政局選挙部管理課（電話03-5253-5573）にお寄せください。

## 目 次

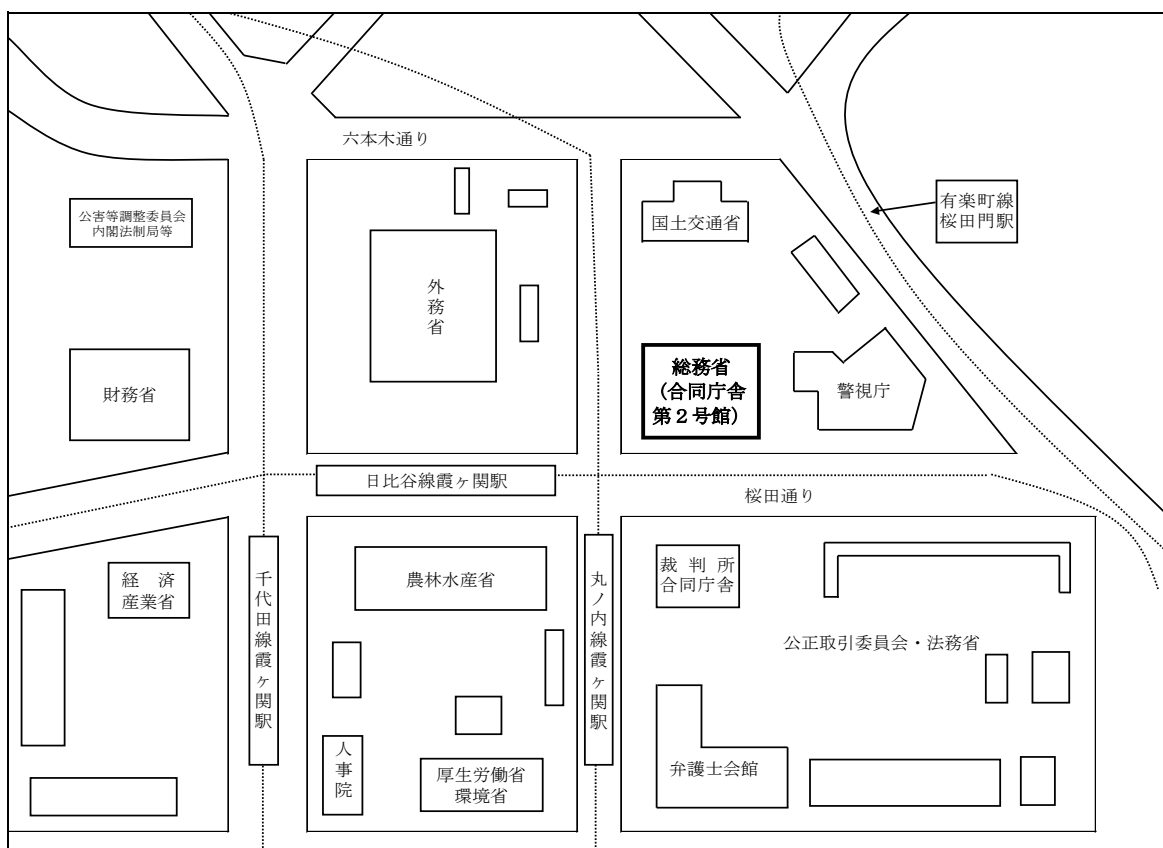
- 第一 受付会場等について
- 第二 名簿の届出に関する手続きの流れ
- 第三 名簿の届出について
- 第四 選挙公報の申請について
- 第五 選挙運動用パンフレット等に関する届出について
- 第六 政党用物資及び証明書の交付手続等について
- 第七 選挙事務所に関する届出について
- 第八 政見放送の申込みについて
- 第九 確認団体の申請について
- 第十 名簿登載者個人に係る届出・物資受領等について
- 第十一 その他

## 第一 受付会場等について

参議院比例代表選出議員の選挙における名簿の届出や物資の交付などの諸手続は、全て下記の場所で行います。

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

総務省（中央合同庁舎第2号館）講堂及び物資交付・各種届出会場（地下2階）



### ポイント

名簿の届出の受付は、法律で公示日の午前8時30分から午後5時までと定められています。中央合同庁舎第2号館の入口は午前7時に開きますので、会場には午前7時から入場できます。なお、庁内には駐車場がありますが、駐車できる台数に制限があるため、「臨時入場証」の交付を受けた車以外は駐車場に入ることができませんのでご注意ください。

#### 合同庁舎前に路上駐車することは絶対にやめてください。

- ※1 臨時入場証は個人用の交付物資を政党で一括受領する政党等につき1枚（名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）が25人以上の場合は2枚）をあらかじめ事前審査の際にお渡しします。
- ※2 駐車場に入れるのは車高2.3mまでの車（2トン車）に限られます。

## 第二 名簿の届出に関する手続の流れ

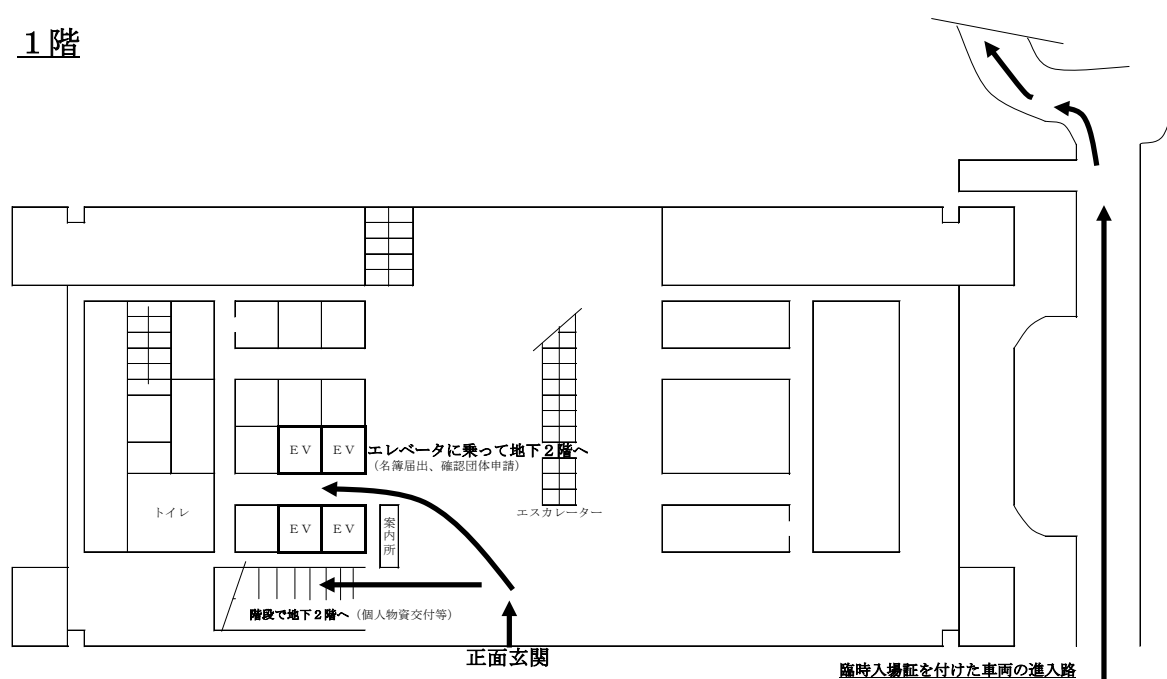
公示日当日に行っていただく手続の概略は、次のとおりです。

### 中央合同庁舎第2号館（総務省）に入館する

入館後は専用エレベーターを利用して、地下2階に降りてください。

#### < 1階から入場される場合 >

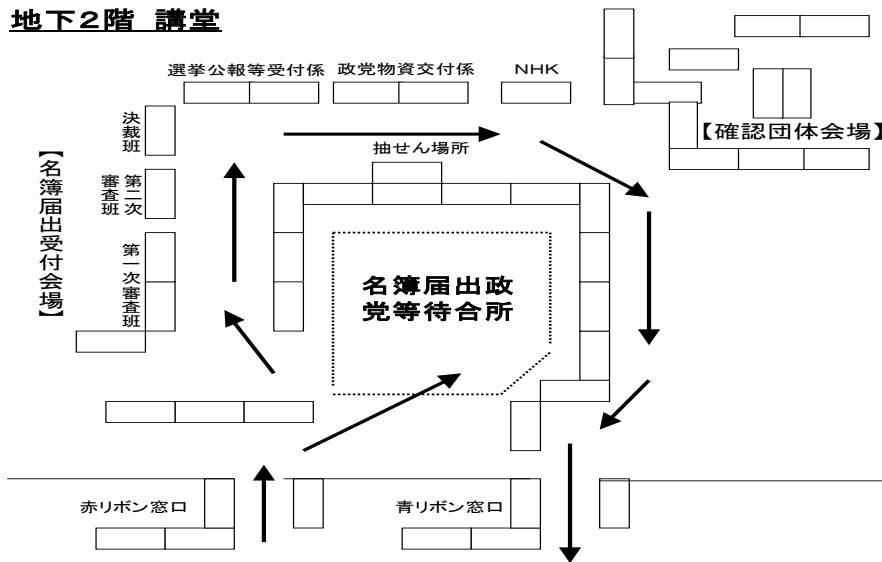
#### 1階





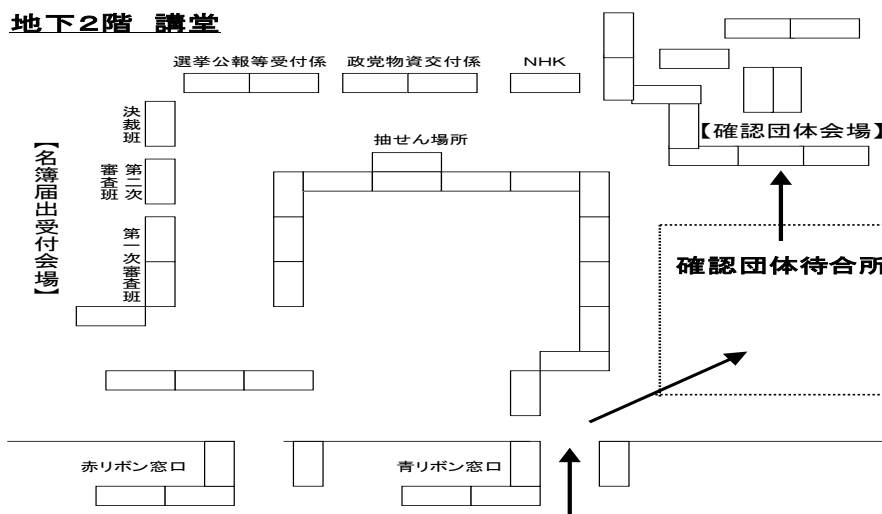
**地下2階受付会場**で名簿を届け出た後、選挙公報の申請、パンフレット等の届出、政党の選挙事務所の届出を行い、政党用物資を受領する。

名簿の届出の受付会場に入場できるのは、会場の都合上、各政党等3人まで(赤リボン着用者)に限らせていただきます。



**確認団体の申請を行う政党等は地下2階確認団体会場で確認団体の申請を行い、確認書等の交付を受ける。**

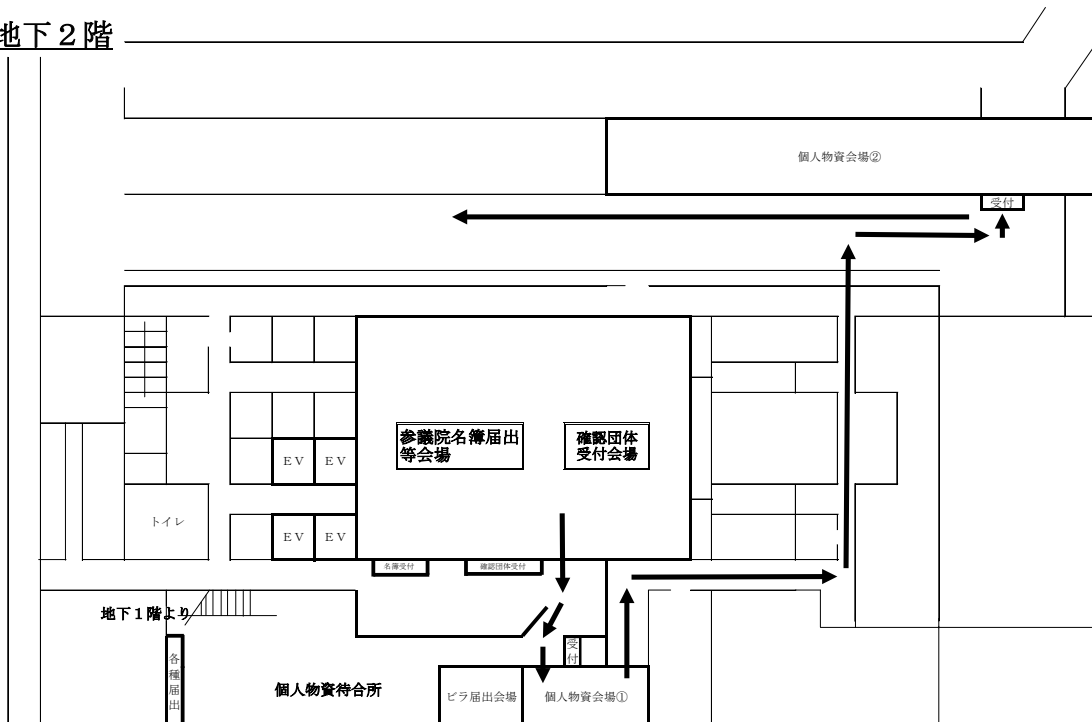
確認団体の申請会場に入場できるのは、会場の都合上、各政党等2人まで(青リボン着用者)に限らせていただきます。なお、赤リボン着用者も確認団体会場に入ることができます。



## 個人物資会場①②で、名簿登載者個人の物資の受領を行ってください。

個人物資会場へ入場し、名簿登載者個人に係る物資の受領を行ってください。個人物資会場に入場できるのは、会場の都合上、赤リボン着用者のほか、各政党等5人まで（黄リボン着用者）に限らせていただきます。（ただし、名簿登載者（特定枠名簿登載者を除く。）が25人を超える場合は10人まで。）

### 地下2階



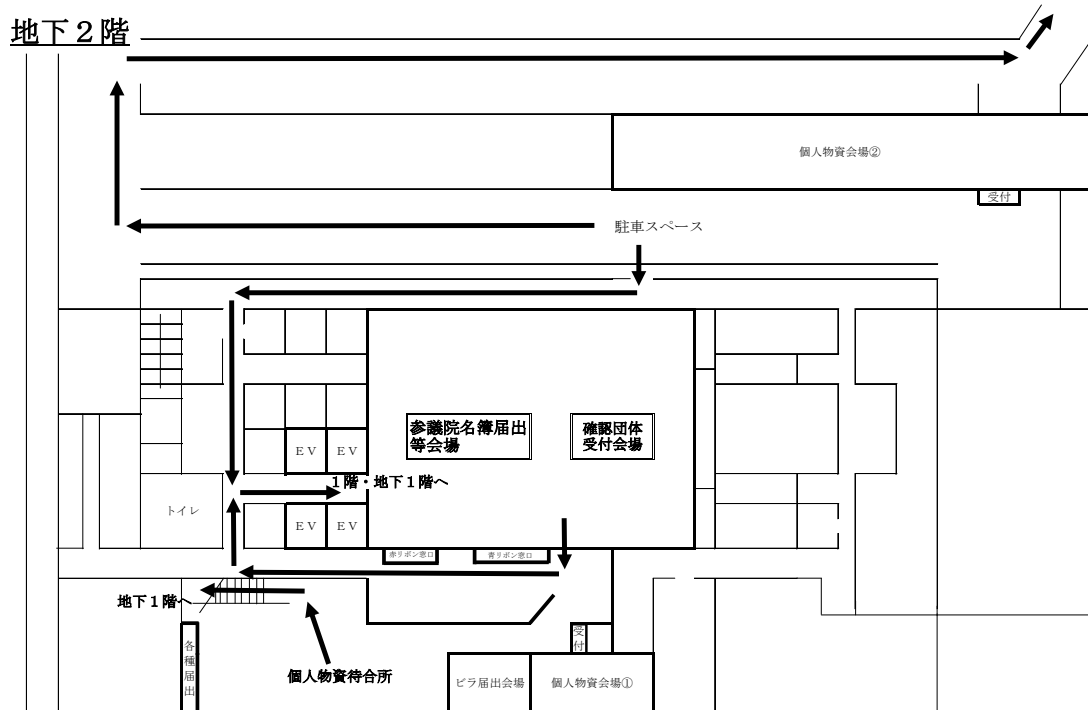
### ポイント

名簿登載者個人に対する物資等の交付手続については、原則として政党等担当者に行っていただくようお願いします。これは、物資の量が非常に多いため名簿登載者それぞれ個々に手続を行っていただいた場合、受付等にかかり時間がかかってしまい、物資の交付が遅くなることを避けるためのものです。

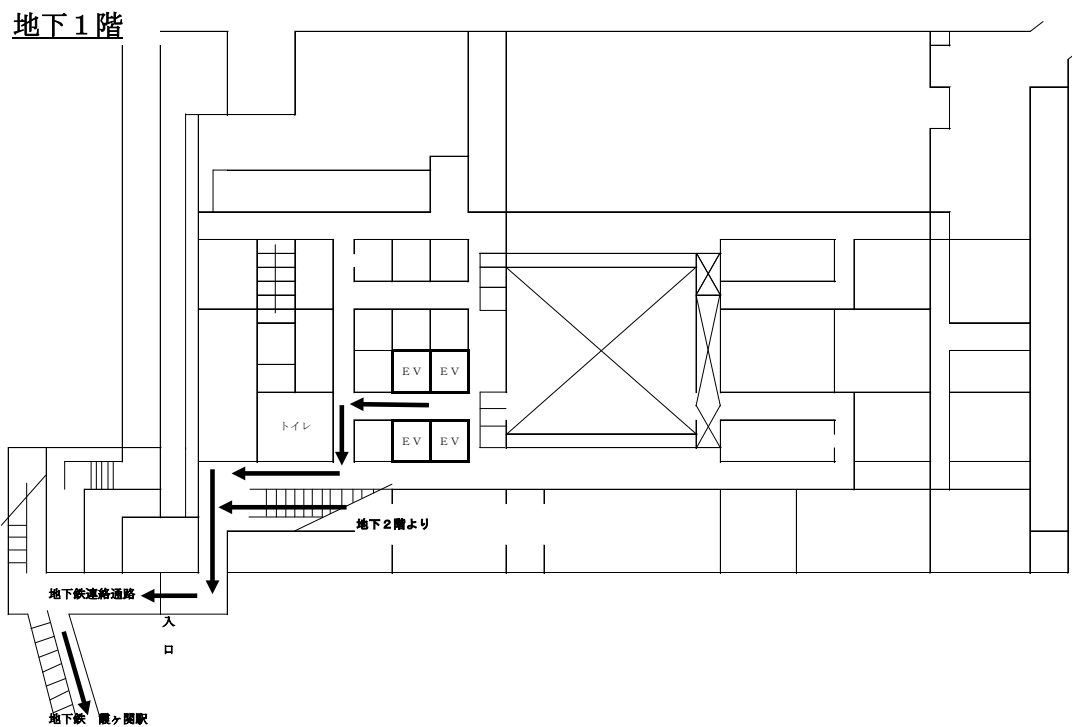
なお、名簿登載者に係る手続の詳細については、「参議院名簿登載者のしおり」をご覧ください。



全ての手続をお済ませになったら、再度手続に漏れがないことを確認のうえ、退館してください。

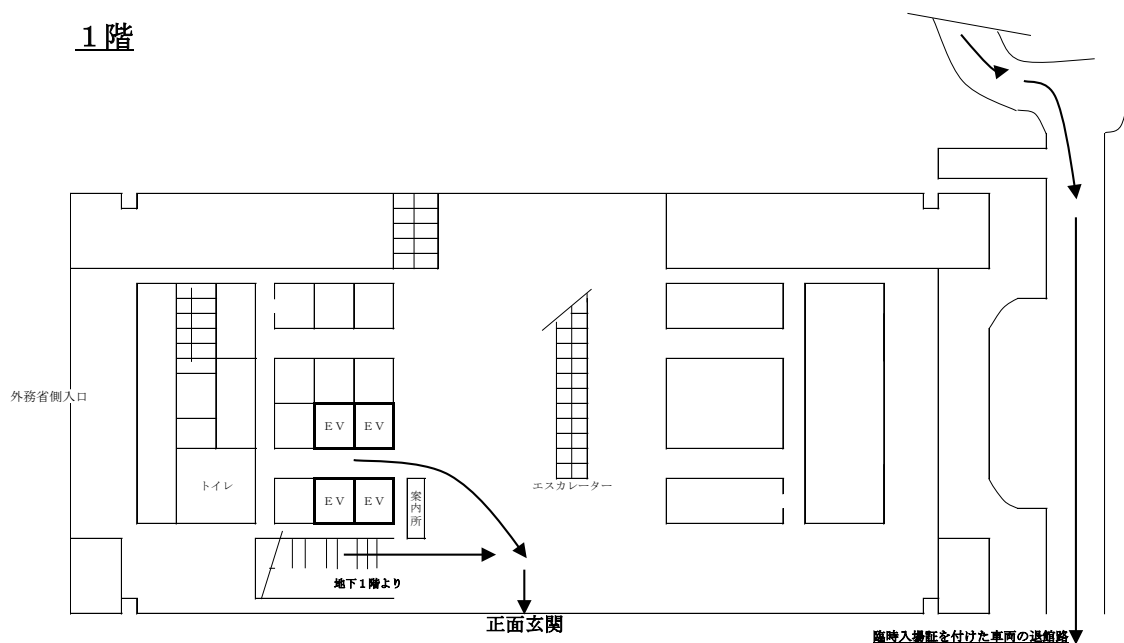


<地下鉄への退館路>



# < 1階への退館路 >

## 1階



## ☆ 事 前 審 査 の お 知 ら せ ☆

公示日当日の名簿の届出を確実かつ円滑に進めるため、5月31日（火）から6月2日（木）の午前10時から午後4時の間、総務省自治行政局選挙部管理課において届出書類の事前審査を行います。

名簿の届出は公示日の午前8時30分から午後5時までと限られており、当日の届出書類に不備があると名簿の届出が受理されず、立候補できないこととなりますので、**名簿の届出を予定されている政党等は必要書類を整えて、必ず事前に届出書類の審査を受けてください。**

（その際、参議院名簿登載者の戸籍謄本又は抄本及び供託書も持参してください。）

また、これと同じ日程で選挙公報、選挙運動用パンフレット等、確認団体、名簿登載者個人に係る届出書類の事前審査も行います。

なお、その他の日程でも事前審査に応じますが、公示日が近づくにつれて事前審査を行う政党等が殺到し、事前審査のご希望に応じられない場合もありますので、できるだけ早く事前審査を受けてください。なお、事前審査の希望日時等については、総務省自治行政局選挙部管理課（電話 03-5253-5573）までご連絡ください。

### 第三 名簿の届出について

#### 1 午前8時30分までに地下2階受付会場に到着された政党等については、次の要領により受付を行います。

(1) 政党等の方は受付会場前の入口において、事前審査が完了している場合は「事前審査書類の入った封筒」を、完了していない場合は「参議院名簿による候補者の届出書」、「供託書」及び「戸籍謄(抄)本」を各々係員に提示してください。係員は書類を確認した後、当該封筒又は届出書に確認印を押印し、番号のついた抽選用玉とこれと同じ番号のついている抽選番号札の入っている封筒を交付します。

(2) 政党等の方は封筒を開き、抽選用玉の番号と札の番号が同じであることを確かめて、係員が押印した「封筒」又は「届出書」とともにそれらを提示してください。係員が政党等の名称及び代表者の氏名を受付台帳に記入しますので、その後、抽選用玉だけを抽選機に入れてください。なお、抽選番号札は、そのままお持ちください。

(3) 抽選用玉を抽選機に入れていただきますと、係員が赤リボンを3人までの方にお渡しします。赤リボンを着用した方は、受付会場内の参議院名簿届出政党等待合所に入ってお待ちください。

なお、確認団体の申請をされる政党等は、隣の確認団体リボン窓口へ行き、確認団体申請書類を係員に仮提出してください。確認団体申請書類を仮提出した政党等の方で、確認団体会場のみに入場を希望される方がいる場合には、確認団体リボン窓口の係員が青リボンを2人までの方にお渡しします。青リボンを着用した方は受付会場内の確認団体待合所に入ってお待ちください。

(赤リボンを着用した方も立候補届出の受理後には確認団体会場に入場できます。)

お渡しするリボンはすべて左胸に着けてください。これらのリボンを着用していない方は受付会場に入場できません。

- (4) 名簿登載者個人に係る物資受領のために来られた方は、名簿の届出が受理されるまで「個人物資待合所」でお待ちください。
- (5) 名簿登載者個人に係る諸届及びビラについては、午前8時30分以降に各種届出窓口又はビラ届出会場でお預かりいたします。
- (6) 午前8時30分までに名簿の届出のため受付会場に到着した政党等の整理が終わり次第、受付会場で受付順を決める抽選を始めます。
- (7) 係員が抽選機を回し、第1番目に出た玉と同番号の番号札を持っている政党等を受付順位第1位とし、以下順次この要領により受付順位を決めます。政党等はそれぞれの番号札と引き換えに赤い受付番号札を受け取ってください。

## **2 午前8時30分以降に受付会場に到着された政党等については、次の要領により受付を行います。**

- (1) 政党等の方は受付会場の入口において、事前審査が完了している場合は「事前審査書類の入った封筒」を、完了していない場合は「参議院名簿による候補者の届出書」、「供託書」及び「戸籍謄(抄)本」を各々係員に提示してください。

係員は書類を確認した後、当該封筒又は届出書に確認印を押印し、政党等の名称及び代表者の氏名を受付台帳に記入し、受付番号を記した札をお渡しします。その際、3人までの方に赤リボンをお渡しします。

なお、確認団体の申請をされる政党等は、隣の確認団体リボン窓口へ行き、確認団体申請書類を係員に仮提出してください。確認団体申請書類を仮提出した政党等の方で、確認団体会場のみに入場を希望される方がいる場合には、係員が青リボンを2人までの方にお渡しします。

- (2) 1 (7) の抽選の終了後、赤リボンを着用した方は、受付会場内の参議院名簿届出政党等待合所に、青リボンを着用した方は受付会場内の確認団体待合所にそれぞれ入ってお待ちください。

(赤リボンを着用した方も立候補届出の受理後には確認団体会場に入場できます。)

お渡しするリボンはすべて左胸につけてください。これらのリボンを着用していない方は受付会場に入場できません。

- (3) 名簿登載者個人に係る物資受領のために来られた方は、名簿の届出が受理されるまで「個人物資待合所」でお待ちください。
- (4) 名簿登載者個人に係る諸届及びビラについては、各種届出窓口又はビラ届出会場でお預かりいたします。

### 3 届出書類の審査は、次の要領により行います。

- (1) 届出書類の審査は受付順に行います。名称を呼ばれた政党等は、第1次審査班の前に進み、受付番号札（赤い札）を渡してください。その際「参議院名簿届出政党等の名称及び名簿登載者一覧表」を提出していただきますので、あらかじめご用意ください。
- (2) 「参議院名簿による候補者の届出書」及び関係書類の審査を行います。審査の結果、届出を受理したときは、
- ① 参議院名簿届出政党等台帳（黄色い台帳）
  - ② 名簿登載者交付番号一覧
  - ③ 参議院名簿登載者台帳（青い台帳）

をお渡しします。このうち、「参議院名簿届出政党等台帳」を提示することによって政党等の物資及び証明書を、「参議院名簿登載者台帳」を提示することによって名簿登載者個人の物資及び証明書等を受け取ることとなります。

また、参議院名簿登載者の通称使用が認定されたときには、通称使用認定書をお渡しします。

なお、公職選挙法第86条の3第1項第3号に該当する政党等として立候補の届出をする政党等のうち、参議院名簿登載者の数が10人に満たない政党等の「参議院名簿による候補者の届出書」の受理については、参議院選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の受付を確認した後に行うこととなります。この場合には、

審査班の指示に従い、いったん参議院名簿届出政党等待合所に戻り、再度呼び出すまでお待ちいただくこととなりますので、あらかじめご承知おきください。

#### **4 名簿届出番号は、原則として受付順位（受付番号）とします。**

ただし、受付順位決定後に立候補の届出が受理されない政党等があった場合は、告示される名簿届出番号は繰り上がることとなります。

#### **5 名簿の届出に当たっては、次の事項に留意してください。**

(1) 名簿の届出の告示に記載される参議院名簿登載者の職業は1つとなりますので、2つ以上の職業がある参議院名簿登載者については、告示されるべき職業をあらかじめ決めておいていただき、「政党その他の政治団体及び参議院名簿登載者に関する調書」の「職業」欄には、その職業のみを記載してください。なお、職業とは生計を立てるために日常従事する仕事のことですのでご留意願います。

また、「生年月日」欄の年齢は、当該参議院名簿登載者の選挙期日現在における満年齢を記載してください。

(2) 政党等の代表者の代理人により名簿の届出をする場合には、「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」が必要となりますので、公示日当日はこれを必ずお持ちいただき、審査が行われる際に第1次審査班へ提出するとともに当該代理人の本人確認書類の提示又は提出をしてください。なお、事前審査時に封印した代理人とは別の方が届出を行う場合は、本人確認等に時間を要する場合があります。

(3) 参議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称の届出（公職選挙法第86条の7）を行っている政党（以下「参議院名称届出政党」といいます。）にあつては、その後届出事項に異動がない限り、参議院名簿による立候補の届出書の添付書類のうち、「政党その他の政治団体の綱領・党則・規約その他これらに相当するものを記載した文書」の添付を省略することができます。

また参議院名称届出政党のうち、その届出要件が第2号要件（直近の衆議院議員

総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党の得票率が全国を通じて2%以上であること。)により届け出た場合  
にあつては、参議院名簿による立候補の届出書の添付書類のうち、「名簿届出要件該当確認書（2号要件）」の添付を省略することができます。

- (4) 参議院名簿による立候補の届出に際し、全て金銭により供託した場合にあつては、「参議院比例代表選出議員の選挙における供託物の返還の順位に関する届出書」を提出する必要はありません。



## 第四 選挙公報の申請について

- 1 名簿の届出が受理された政党等の方は、選挙公報等受付係で選挙公報の申請を行ってください。

選挙公報の申込みは、公示日を含めて2日間に参議院名簿届出政党等の代表者又はその代理人が中央選挙管理会に対し申請書に掲載文を添えて提出して行わなければなりません。万一、申請期限である公示日の翌日の午後5時までに提出しなかったときは、選挙公報に掲載されないこととなりますので特に注意してください。また、申請期間は2日間ですが、選挙公報の発行を少しでも早くするために公示日に提出いただくようご協力ください。なお、掲載文については、電子データで作成し、CD-ROMで提出することが可能です。

- 2 選挙公報に掲載できる寸法及び原稿用紙の大きさは、参議院名簿登載者の数の区分に応じて次のとおりです。

参議院名簿登載者の数	寸 法	原稿用紙の大きさ
1人から8人まで	1ページの1/4	縦 11.5 cm 横 37.5 cm
9人から16人まで	1ページの1/2	縦 23.0 cm 横 37.5 cm
17人から24人まで	1ページの3/4	縦 34.5 cm 横 37.5 cm
25人以上	1ページ	縦 46.0 cm 横 37.5 cm

- 3 選挙公報は、参議院名簿届出政党等が記載し、又は記録した原稿をそのまま原寸大で印刷する方法をとることになっておりますので、中央選挙管理会が交付した原稿用紙又は提供した電子データ以外のものを使用することはできません。なお、細字で記載し、又は記録した原稿は、印刷の結果、不鮮明になる場合がありますのでご注意ください。
- 4 写真（参議院名簿届出政党等を代表する者及び参議院名簿登載者の1人ごとの無帽かつ正面向きの白黒の顔写真に限る。）を掲載する場合には、印刷によって写真が不鮮明

になるおそれもありますので、なるべく専門の写真スタジオ等で撮影したものをお使いください。なお、写真の大きさは、縦3 cm以上8.8 cm以下、横2 cm以上6.2 cm以下の寸法の長方形のものに限られます。

- 5 図、イラスト等を記載し、又は記録する場合には、不鮮明になることがないように十分ご注意ください。なお、図、イラスト等に係る面積（参議院名簿届出政党等が指定する1個の党章又は1個のシンボル・マーク及び写真に係る面積を除く。）は全体の面積のおおむね1/2以内でなければなりません。
- 6 非拘束名簿式の導入により、掲載文の1/2以上に相当する部分に参議院名簿登載者の氏名及び経歴を記載し、又は記録し、並びに写真を貼り付け、又は記録する（特定枠名簿登載者については、その他の参議院名簿登載者の氏名、経歴及び写真と区分して、特定枠名簿登載者である旨を表示した上で氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載し、又は記録する。）こと等により、参議院名簿登載者の紹介に努めることとされているので留意してください。
- 7 記載又は記録にあたっては、「選挙公報掲載申請に当たっての注意事項」をよく読んで間違いのないようにしてください。
- 8 政党等の代表者の代理人が選挙公報の申請をする場合において、名簿の届出と同じ代理人が申請をするときは、名簿の届出と同じ「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」を使用します。名簿の届出とは別の代理人が申請をするときは、当該代理人に係る「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」が別途必要となります。なお、事前審査時に封印した代理人証明書に記載された代理人とは別の方が申請を行う場合は、本人確認等に時間を要する場合があります。

(注) なお、選挙公報の申込み及び発行を円滑に行うため、立候補の届出の事前審査と同じ日程で選挙公報に関する事前審査を行います。選挙公報の掲載を予定されている政党等は、必ず事前に審査を受けてください。

## 第五 選挙運動用パンフレット等に関する届出について

- 1 参議院名簿届出政党等が選挙運動期間中に選挙運動用パンフレット（書籍を含む。以下「パンフレット等」という。）又はその要旨を記載したパンフレット等を頒布するためには、当該パンフレット等を総務大臣に届け出なければなりません。
- 2 この届出を行う政党等は、立候補の届出が受理された後に、選挙公報等受付係の受付窓口において、「選挙運動用パンフレット等頒布届」に、パンフレット等見本（各種類ごとに現物5部）を添付して提出してください。
- 3 パンフレット等の表面には、頒布責任者、印刷者の住所氏名（印刷者が法人であるときはその法人名）及び参議院名簿届出政党等の名称を記載するとともに、公職選挙法第142条の2第1項のパンフレット等である旨の表示（例：第26参 ○○党届出パンフレット等第○号）を記載しなければなりません。
- 4 パンフレット等には、参議院名簿届出政党等の代表者を除き、当該参議院名簿届出政党等に所属する者（参議院名簿登載者を含む。）である候補者の氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載することはできません。
- 5 政党等の代表者の代理人がパンフレット等の届出をする場合において、名簿の届出と同じ代理人が届出をするときは、名簿の届出と同じ「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」を使用します。名簿の届出とは別の代理人が届出をするときは、当該代理人に係る「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」が別途必要となります。なお、事前審査時に封印した代理人証明書に記載された代理人とは別の方が届出を行う場合は、本人確認等に時間を要する場合があります。

## 第六 政党用物資及び証明書の交付手続等について

### 1 政党用物資及び証明書の交付手続

- (1) 選挙公報の申請及び選挙運動用パンフレット等の届出の終了後、政党物資交付係において選挙事務所標札及び新聞広告掲載証明書をお渡しします。その際には必ずその数量を点検し、過不足、不備等があったときは、直ちに政党物資交付係に申し出てください。

	数 量	
選挙事務所標札	47枚	
新聞広告掲載証明書	参議院名簿登載者の数が	
	1人から8人まで	80枚
	9人から16人まで	112枚
	17人から24人まで	144枚
	25人以上	176枚

- (2) 交付を受けた選挙事務所標札には、参議院名簿届出政党等の名称を直ちに記載してください。なお、この標札の交付番号は、受付順位（受付番号）とします。
- (3) 新聞広告掲載証明書は、再交付の申出があってもいったん交付した後は、原則として再交付できませんので、紛失、盗難又は破損等の事故がないようその保管には十分注意してください。
- (4) 交付を受けた選挙事務所標札及び新聞広告掲載証明書は、他の参議院名簿届出政党等に譲渡することはできません。名簿による立候補の届出が却下され、又は名簿を取り下げたときは、使用しなかった残部を中央選挙管理会に直ちに返還しなければなりません。

### 2 政党用物資及び証明書の使用に関する注意事項

- (1) 選挙事務所標札

ア 参議院名簿届出政党等は、都道府県ごとに1カ所に限り選挙事務所を設置することができます。

イ 交付される標札は、選挙事務所を設置した場合に選挙事務所の入口の見やすいところに常時掲示しておかなければなりません。

ウ 参議院名簿届出政党等の名称又は略称を記載する場合には、使用中に消えたり汚れたりしないように、捺染用インクを使用する等特別の配慮が必要です。

エ 万一、標札の盗難、紛失又は破損等の事故により再交付を受けようとするときは、中央選挙管理会の定めるところにより、盗難又は紛失の場合にはその理由のほか、その場所、年月日、届出警察署名その他必要な事項を記載した理由書を添えて、文書（再交付申請書）で中央選挙管理会に再交付申請の手続きをとらなければなりません。

したがって、その場合は、所轄の警察署長に盗難又は紛失の届出（盗難又は紛失の場所、年月日その他必要な事項）をしておく必要があります。また、破損の場合は、再交付申請書に破損した標札を添えて申請してください。

## （2）新聞広告掲載証明書

ア 一の参議院名簿届出政党等が選挙運動期間中（名簿の届出をしたときから選挙期日の前日までの間）に選挙運動のために行うことができる新聞広告の総量（当該参議院名簿届出政党等が行うことのできる新聞広告のすべてを合計した寸法をいう。）は、参議院名簿登載者の区分に応じて次のとおりです。

参議院名簿登載者の数	寸 法	回 数
1人から8人まで	横38.5cm、縦20段組以内	40回以内
9人から16人まで	横38.5cm、縦28段組以内	56回以内
17人から24人まで	横38.5cm、縦36段組以内	72回以内
25人以上	横38.5cm、縦44段組以内	88回以内

イ 参議院名簿届出政党等はアの総量の範囲内でこれを何回かに分けて広告をすることができますが、1回当たりの広告の大きさには次のような制限があります。

1回の広告の大きさは横おおむね9.6cm、縦1段組みの寸法を1単位とし、これを2箇所以上組み合わせて作った長方形のもの（2単位以上）でなければなりません。ただし、横38.5cm、縦15段組の寸法を超えることはできません。

ウ 広告の掲載場所は、記事下に限られ色刷りは認められておりません。その記載内容は参議院名簿登載者の氏名について通称認定を受けた場合は通称を使用することになるほかは原則として自由で、参議院名簿届出政党等の代表者及び名簿登載者の写真、政見等を掲載することは差し支えありませんが、スペースを考慮して広告原稿を作成する必要があります。

エ 新聞広告の申込みは、掲載を希望する新聞社に、選挙長の交付する新聞広告掲載証明書を提出して行います。新聞広告掲載証明書は、広告の大きさ1単位（横おおむね9.6cm、縦1段組）に応じて1枚ずつ交付されますから、各参議院名簿届出政党等に対する交付枚数は、1（1）のとおり、参議院名簿登載者の数の区分に応じて次のとおりとなります。

参議院名簿登載者の数	交付枚数
1人から8人まで	80枚
9人から16人まで	112枚
17人から24人まで	144枚
25人以上	176枚

この新聞広告掲載証明書は、新聞広告を掲載する際に広告の大きさ1単位について1枚ずつ各新聞社に提出しなければなりません。したがって、1回当たりの広告については最低2枚必要になります。

オ 掲載手続は、掲載を希望する新聞社に広告原稿とともにこの証明書を提出し、新聞社と契約することになります。なお、新聞社によっては、相当の日時の余裕をもって申し込まなければ、希望する日に広告できないことがありますので、注意してください。

カ 新聞広告の公営については、参議院名簿届出政党等の得票総数が当該選挙にお

ける有効投票の総数の1／100未満の場合には広告掲載料は公営となりません。  
その場合には、当該参議院名簿届出政党等が当該新聞社との契約に基づき広告掲載料を負担することとなります。

## 第七 選挙事務所に関する届出について

参議院名簿届出政党等は、都道府県ごとに1カ所に限り選挙事務所を設置することができます。設置したときは、直ちに事務所の所在地、設置年月日、設置した参議院名簿届出政党等の名称等を中央選挙管理会から交付される用紙（選挙事務所設置届）又はこれと同一の様式に記載のうえ、

- ① 中央選挙管理会
- ② 当該選挙事務所を設置した都道府県の選挙管理委員会
- ③                    "                    市区町村の選挙管理委員会

に届け出なければなりません。なお、選挙事務所に異動があった場合においても、同様の要領で「選挙事務所異動届」を出さなければなりません（「異動届」は中央選挙管理会、新旧両事務所の所在地の都道府県及び市区町村の選挙管理委員会に提出します。）。

政党等の代表者の代理人が届出をする場合において、名簿の届出と同じ代理人が申請をするときは、名簿の届出と同じ「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」を使用します。名簿の届出とは別の代理人が申請をするときは、当該代理人に係る「参議院名簿による立候補の届出等代理人証明書」が別途必要となります。なお、事前審査時に封印した代理人証明書に記載された代理人とは別の方が申請を行う場合は、本人確認等に時間を要する場合があります。

- ※ 選挙事務所設置届・異動届の用紙については、事前審査時又は公示日当日に必要な部数をお渡しいたします。なお、公示日当日は政党物資交付係において届出の受付をいたします。



## 第八 政見放送の申込みについて

1 参議院名簿届出政党等の政見放送は日本放送協会が行います。その申込みは、原則として、公示日に参議院名簿届出政党等の代表者又はその選任する政見放送担当責任者若しくはその代理人が日本放送協会の指定する場所（受付会場内）において「政見放送申込書」を提出して行わなければなりません。この場合に、政見放送に手話通訳を付することを希望する参議院名簿届出政党等は、自らが選定した手話通訳士1人による手話通訳を付して政見を録画するよう申し込むことができ、字幕についても申し込むことにより政見放送に付することができます。また、政見の録音又は録画に出席する者で音声機能等に障害のある方については、録音物を使用することができますが、この場合、政見放送の申込みの際に「録音物使用申請書」及び「録音用原稿」等を提出しなければなりません。

なお、公示日より前でも日本放送協会本部又は大阪放送局に出向き、供託書を提示して申込みをすることができます。

2 政見放送の1回当たりの放送時間は17分以内で、放送の回数は参議院名簿登載者の数に応じて次のとおりです。

参議院名簿登載者の数	テレビジョン放送の回数	ラジオ放送の回数
1人から8人まで	2	1
9人から16人まで	4	2
17人から24人まで	6	3
25人以上	8	4

なお、録音又は録画の回数は、テレビジョン放送の回数が2回又は4回の参議院名簿届出政党等については1回、テレビジョン放送の回数が6回又は8回の参議院名簿届出政党等については2回です。

3 政見放送の詳細については、日本放送協会が作成した「政見放送のご案内」をよくお読みください。

なお、参議院名簿届出政党等の放送の日時は、中央選挙管理会がくじで定めますが、このくじには参議院名簿届出政党等の代表者又はその代理人が立ち会うことができます。このくじは公示日の午後8時から総務省講堂（中央合同庁舎第2号館地下2階）で行う予定です。

## 第九 確認団体の申請について

確認団体申請書類を提出し、確認団体待合所に入られた政党等については、仮提出していただいた関係書類を審査した上、確認団体の要件に該当することが確認できるまでお待ちいただくこととなりますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、確認団体の要件に該当することが確認された場合には、確認団体班が政党等の名称をお呼びしますので、係員から確認書の交付を受けるとともに、「政治活動用自動車表示板」、「政治活動用ポスター証紙」その他の諸用紙を受け取ってください。

確認団体の申請の詳細については、「通常選挙における政党その他政治団体の確認等に関する取扱要領」をご覧ください。

※ なお、確認団体の申請にあたっては、円滑に確認事務を行うため、立候補届出の事前審査と同じ日程で確認団体申請書類の事前審査を行います。確認団体の申請を予定されている政党等は必ず事前に審査を受けてください。

## 第十 名簿登載者個人に係る届出・物資受領等について

参議院比例代表選出議員の選挙においては、名簿登載者個人が各種の選挙運動を行うことができます（特定枠名簿登載者は、名簿登載者個人としての選挙運動を行うことはできません。）。

これにより、公示日において名簿登載者個人が各種の届出や個人用物資の受領を行っていただく必要がありますが、これらの手続のうち、個人用物資の受領については、原則として名簿を届け出た政党等の担当者が一括して行っていただくようお願いいたします。これら名簿登載者個人の諸手続等については、「参議院名簿登載者のしおり」に記載しています。

## 第十一 その他

前記第七で説明した届出をはじめ、公職選挙法令に基づく各種届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならないこととなっていますので、特に注意してください。